

大切にしよう 「自分らしさ」

自分自身のことについて、改めて考えてみたことはありますか？
あなたの「自分らしさ」は何ですか？



人にはそれぞれの性格や好き嫌い、考え方があります。それらは1人ひとり違って、全く同じという人はいません。その『違い』こそが、『自分らしさ』ではないでしょうか。それぞれの自分らしさを個性として認めあい、尊重しあうことができれば、みんなが自分らしく幸せに暮らすことのできるまちになると思いませんか。だれもがみんな、この社会でたった1人のかけがえのない存在です。

1人ひとりが自分らしさを活かし、協力しあい、助けあえるまちづくりをめざしましょう。



みんなの「自分らしさ」が 輝くまちにするための4か条



第1条 1人ひとりを大切にしよう。

自分も、身近な人も、これから先に出会う人も。

第2条 「〇〇だから」とひとくくりにして決めつけるのはやめよう。

男だから、女だから、子どもだから…ではなく、目の前の『その人』をみて判断しよう。

第3条 みんなで話しあって、みんなで決めよう。

家庭のこと、会社のこと、地域のこと…。みんなのことは、みんなで考えよう。

第4条 ()

あなたの「自分らしさ」を活かす“マイルール”を考えてみよう！

ご存知ですか？

本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本などを代理人や第三者に交付した場合に、登録者本人に郵送でお知らせする本人通知制度があります。

◆ 対象

本市の戸籍及び住民基本台帳に記載されている(いた)人

◆ 登録に必要なもの

顔写真付きの本人確認書類

※運転免許証やマイナンバーカード、パスポートなど

※代理人の場合は委任状、法定代理人の場合は全部事項証明書(戸籍謄本)などの資格を証明する書類

◆ 申請・問合せ先

市民課住民担当 ☎ 423-9454 FAX 423-4644

「岸和田市人権施策推進プラン」を改訂しました

岸和田市では、1人ひとりが自分らしく暮らし、お互いに助けあい、人権を大切にするやさしいまちづくりを進めていくため、令和4年3月に推進プランを改訂しました。

詳しくは、ホームページをご覧ください。

